

## 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を作ることにより、すべての従業員がその能力を十分発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間

2. 内容

目標1 : 計画期間内に、育児休業の取得率等を次の水準以上にする事。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

取得率・・・男女を問わず取得率100%を目指すこと

取得期間・・・男女を問わず取得期間1か月以上を目指すこと

〈対策〉

- 令和6年7月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、  
店長会議等で育児休業の啓発活動を定期的に行う
- 令和6年7月～ 育児休業等の取得希望者を対象とした個人相談の実施

目標2 : 妊娠中および出産後の従業員の健康管理に関する相談体制を整備すること。

〈対策〉

- 令和6年7月～ 妊娠中および出産後の従業員が、健康のことや、しごとのことに  
関し、店長等に気軽に相談できるような雰囲気づくりを進めるため、  
掲示による従業員に対する広報活動を行う